

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

(市 町 村 課)

一

告 示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(市 町 村 課)

二

規 則

号外 (十) 平成二十五年 四月 一日

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号の二

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則(平成十五年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五項第四号中「岐阜県看護職員修学資金貸付規則」を「岐阜県看護職員修学資金貸付規則を廃止する規則(平成二十五年岐阜県規則第四十六号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の岐阜県看護職員修学資金貸付規則」に改め、同項第五号中「岐阜県看護特別修学資金貸付規則」を「岐阜県看護特別修学資金貸付規則を廃止する規則(平成二十五年岐阜県規則第四十七号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の岐阜県看護特別修学資金貸付規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

加 長

宮崎県加長郡川内町

宮崎県宮崎支庁瀬郷郡瀬郷町加長(平成25年4月1日現在)の人口は、

平成25年4月1日

宮崎県宮崎支庁瀬郷郡瀬郷町加長

第3条第1項中「貸付の」を「貸付けの」に改め、同項第2号中「以上」の次に「(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であつて、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認めるものにあつては、1人以上)」を加える。

第5条第1項中「貸付の」を「貸付けの」に、「24億円」を「42億円」に、「場合には」を「ときには」に、「36億円」を「63億円」に改め、同条第2項中「規定する費用」を「掲げる費用」に、「に係る借入の総額」を「から国庫補助金等の額を控除した額」に、「に規定する設備」を「の設備」に、「20パーセント」を「35パーセント」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「もしくは」を「若しくは」に、「50パーセント」を「50パーセント」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「地域再生支援利子補給金」の次に「又は特定地域再生支援利子補給金」を加え、「第6項」を「次項」に、「同項中「24億円」を「同項中「42億円」に、「30億円」と、「36億円」を「52.5億円」と、「63億円」に、「45億円」を「78.7億円」に改め、「(当該事業が前項に規定する「過疎地域」又は「みなし過疎地域」において実施される場合にあつては、当分の間、第1項中「24億円」とあるのは「37.5億円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とする。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「24億円」を「42億円」に、「37.5億円」を「67.5億円」に、「36億円」を「63億円」に、「101.2億円」に、「20パーセント」を「35パーセント」に、「25パーセント」を「45パーセント」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第13条中「知事」を「借入人」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「ときは、

当該借入人に対し、償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる」を「場合で、知事が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする」に改め、同条第4号中「協調融資金融機関等」を「民間金融機関等」に改め、同条第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号に定める」を「前3号に掲げる」に、「一」を「いずれか」に改め、同号を同条第9号とし、同条第12号を同条第10号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

一 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき、又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

二 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(過疎地域等における貸付額の特例)

2 平成33年3月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する「過疎地域」(改正後の岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(以下「新要綱」という。)第5条第5項に該当する場合を除く。)又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた日の前日において過疎地域であつた区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域(新要綱第5条第5項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る同条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。

(特別豪雪地帯における貸付額の特例)

3 平成34年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第

2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」(新要綱第5条第5項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対策事業に係る同条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社